

## ■ 藤田進さんの写真に関する鑑定書

以下、鑑定書の全文をお知らせします。なお、文中丸数字は文字化けする可能性があるため<1><2>のように記載しています。

### 鑑定書

#### 目次

- 第1章 緒言
- 第2章 検査記録
- 第3章 説明
- 4 鑑定

#### 第1章 緒言

平成16年7月19日付鑑定委託書により、埼玉県川口市南町1-13-3藤田孝司は、東京歯科大学法人類学研究室助教授、橋本正次に対し、同氏の兄で1976年2月7日に行方不明になったという藤田進の行方不明前の写真と、本年7月6日にTBSの吉田豊氏から渡されたという脱北者が持っていたとする写真に写っている人物について、両者が同一人であるか否かの判断が困難であるとのことで、下記事項の鑑定を囑託した。

そこで、上記橋本正次はこれを諒承し、必要なる検査を行い、その結果に基づいて本鑑定書を作成した。

#### 鑑定資料

- (1) 藤田進の小学校から高校までに撮影されたスナップ写真 8枚
  - (2) TBSの吉田豊氏提供の人物写真 1枚
- (但し、平成16年6月27日北朝鮮からの脱北者から受領したというもの)

#### 鑑定事項

- (1) 鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)に写っている人物は人類学的に見て同一人であるか否か。
- (2) その他参考事項

## 第2章 検査記録

### 1 鑑定資料(1)についての所見

本資料は、藤田進の小学校時代から高校までに撮影されたというスナップ写真8枚である。各写真は、01から08の番号を付し図1および図2として添付してある。これらの写真の中で最も失踪時に近い時期に撮影されたと思われる08の写真について本人の頭蓋顔面全体と各顔部品の特徴を観察すると以下のとおりである。

顔の輪郭は、方尖形と方尖円形の間のような形状を呈している。

頭髮は、左眉尻に近い位置での上方で左わけをしている(図2の08<1>)。また、06や07の写真からは、そのわけ目は左側にあることは容易に推測がつくものの明瞭ではない(図2の06および07の<2>)。さらに、07ではわけ目近くの短い前髪はそのまま下方に垂れたようになっている部分があり(図2の07の<3>)、08に見られるように右側方への櫛目が入っていない。

眉については左右の眉根(まゆ毛の鼻に近いほうの端をさす)が左右の目の内眼角のほぼ上方に位置し(図2の08の<4>)、右眉は頭骸骨上の目の窪みである眼窩の上縁の下方を外側方に(図2の08の<5>)、左眉は同様の位置を僅かに外側上方にそれぞれ流れ(図2の08の<6>)、眉尻では眼窩上縁上に終わっている。左右の眉根の間、すなわち眉間にはその下方にある頭骸骨の眉間隆起が眉根からの延長上に沿って観察され、鼻根部の上方に膨らみとして認められる(図2の08の<7>)。さらに、左眉の外眼角上方から内側方向に線状の傷様部位が観察される(図2の08の<8>)。この特徴は、図1の04や図2の07にも観察されることから、少なくとも本人の高校時代からの特徴と見ることができる。

眼については、鼻根部と鼻の先端、人中から口唇の中央を結ぶ正中線を引き、その線に対して右眼の外眼角を通る水平線を引くと、左眼の外眼角はその線の上方に位置する、つまり左眼が僅かに上方にあるという特徴が観察される(図2の08の<9>)。眼は左右ともに奥二重であると思われる。

鼻については、鼻筋が通り、鼻尖部は丸みを帯びた形状を呈している。人類学的に鼻は形態により、狭鼻、中鼻、広鼻に分類されるが、藤田進の鼻は中鼻に属するものである。正面観において鼻孔の形状も観察される。

口については、口唇の厚さによる分類では中程度ということになる。また、左右口角部から赤唇部を経て人中下方まで形状がよく観察されるが、この特徴については鑑定資料(2)との比較の項で述べる。

耳については、右耳は耳介部の耳輪と対輪の上端から耳垂まで、そして左耳は耳垂部分

がそれぞれ正面観で見ることができる。右耳の上方での耳輪はほぼ同じ細い幅をもって耳介を縁取っているが、その途中では対輪と耳輪の外方への張り出しがほぼ同じ高さになっているように観察される（図2の08の<10>）。耳垂については、下端が右耳では外側方向に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かっていくという形態が認められる（図2の08の<11>）。

尚、顔部品の位置関係については、鑑定資料(2)との比較の項で述べる。

## 2 鑑定資料(2)についての所見

本資料は、平成16年6月27日TBSの吉田豊氏から鑑定嘱託人藤田隆司が提供を受けたという人物写真1枚である。鑑定嘱託人は吉田豊氏から、この写真が平成16年6月27日に北朝鮮からの脱北者から受領したというものであるという説明を受けたという。

また、鑑定嘱託人から鑑定人橋本正次に対し、本年8月5日、テレビ朝日の木村浩氏より鑑定資料(2)と同一人と思われる新たな写真を受け取ったので、比較対象資料に加えてほしいという旨の依頼があった。そこで、橋本正次はこれを了承し、追加資料として加えることにした。これら二枚の写真については、図3に示したとおりである。いずれも、正面顔写真で背景が一色であることから、証明書用写真であると推察される。

これらの写真の人物に共通の明らかな特徴として、左眉の線状の傷様部位の存在（図3の<1>）、眉の形状や濃い部分の一致、左眼の外眼角が右眼の外眼角より高位にある（図3の<2>）、鼻や口、耳の形状など明らかに一致などをあげることができる。また右耳については明らかな形態的一致を認める。さらには、顔面上の小さなホクロ様の黒い点の位置まで合致している（図3の<3>）。以上の所見、すなわち顔面上の本人固有の特徴と思われるものを複数含むほとんどの特徴の一致、さらには全体が観察された右耳の個々の部位の形態特徴の一致から、両者は同一人と考えて差し支えないと判断された。

これら二枚の写真から人物の頭蓋顔面上の特徴を観察すると、以下のようになる。

顔の輪郭については、頬部の膨らみが僅かに異なるために印象も異なるが、方尖形あるいは方尖円形と分類できる。

頭髪については、鑑定資料(2)と追加資料ではともに分け目が明瞭ではない。しかし、鑑定資料(2)では、分け目らしき部位が左眉の傷様の部位のほぼ上方にあることが明らかであり（図3の上段の<4>）、前髪は右側方へまとめて流れ、額上方を被っている。一方、追加資料では短い前髪が額に垂れている（図3の下段の<5>）。

左右の眉については、眉根が内眼角のほぼ同じ位置からはじまり（図3の上段の<6>）、右眉は頭骸骨上の眼の窪みである眼窩の上縁の下方を外側方に、左眉は同様の位置を僅か

に外側上方にそれぞれ流れ、眉尻では眼窩上縁上に終わっている。左右の眉根の間、すなわち眉間にはその下方にある頭骸骨の眉間隆起が眉根からの流れに沿って観察され、鼻根部の上方に膨らみとして認められる。さらに、左眉の外眼角上方から内側上方に線状の傷様部位が観察される（図3の上段および下段の<1>）。

眼については、水平線に対して左眼が右眼より僅かに上方に位置している（図3の上段および下段の<2>）。鑑定資料(2)では左眼は二重である（図3の上段の<7>）しかし、追加資料では明らかに奥二重として観察される（図3の下段の<7>）。右目はいずれも奥二重であると思われる。

鼻については、鼻尖部は丸みを帯び、中鼻に分類される形状を呈している。正面観において鼻孔の形状を観察することができる。

口については、口唇の厚さは中程度である。上唇の形状は、左右の口角から赤唇部、そして人中下方の皮膚部にいたる形状に特徴が認められる。

耳については、左右ともに全体の前方観を観察することが可能である。耳介部の耳輪は耳の上方1/3部で細い幅で耳介の縁取りとなっており、中位1/3では対輪が外側に張り出し耳輪とほぼ同じ高さになっている。下方1/3の部分は耳垂でその形状は平坦である。左側の耳垂は対輪の下方に浅い溝が認められる。左右の耳垂の顔面皮膚からの張りだし方向が左右対称になっていない。すなわち、下端が右耳では外側方向に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かっていくという形態が認められる（図3の上段の<8>）。

### 3 鑑定資料(1)と(2)の比較についての所見

#### 1) 顔の輪郭の比較に関する所見

顔の輪郭は、両資料ともに方尖形ないし方尖円形に分類される形態である。両者の区別は難しく、この意味においては顔の輪郭については類似しており、矛盾はないと考えられる。

#### 2) 顔部品の解剖学的配置の比較に関する所見

鑑定資料(1)と鑑定資料(2)の顔面部を等倍に拡大した後、鑑定資料(2)を鑑定資料(1)の横と下方に置き、それぞれの顔部品の上下の高さと左右の幅の位置関係を示したのが図4であり、顔面のほぼ平面上に位置している眉、眼、鼻、口の部分を、いわゆるスーパーインポーズ法で比較したのが図5である。いずれの画像においても、両者は酷似している。ただ、図でもわかるように、鼻と口の高さをあわせると形態的特徴も含めてきわめてよく

合致しているが、眼や眉の位置で僅かにずれが観察される。同様に眉と眼の位置関係をあわせると両者は合致するが、鼻や口の部分で僅かにずれる。つまり、顔面上で離れたところの顔部品の上下的位置関係が僅かに異なる。これは、鑑定資料(1)と(2)では一見カメラに対して同じ向きで撮影されているように見えるが、上下の向きにおいて僅かに異なっているために生じた違いであると考えられる。また、顔面平面より奥にある耳の幅においても両者は僅かに異なるが、これについても撮影距離の違いが影響していると考えられる。撮影条件と二次元画像の特徴の関係については、第三章の説明において述べているので参照されたい。

### 3) 顔部品の比較に関する所見

#### (1) 頭髪に関する所見

本章1と2において述べたように、頭髪の分け目の位置などは鑑定資料(1)と(2)で一致している。また、追加資料に見られた分け目が明瞭でなく前髪が額に垂れている状態は、鑑定資料(1)の別の写真(図2の06)の特徴と何ら矛盾がない。写真上から推察される髪の性状においても両者は矛盾がないものと判断される。

#### (2) 眉に関する所見

左右の眉の顔面上の位置的な特徴については、本章の1と2および図2の08の<4>と図3の上段の<6>に述べた通り、両者は非常によく合致している。また、左眉には毛が薄くなった傷様の部位がともに存在しているが、その部位も合致している。この傷様の部位は、鑑定資料の別の写真(図1の04や図2の07)にも認められ、その状態は加齢とともに明瞭になってきているように思われる(図6)。従って、その状態が鑑定資料(2)において進んでいても何ら矛盾するものではないと考える。このような明らかに本人固有と思われる特徴がともに認められることは、両者が同一人である可能性を強く示唆していると考えるのが妥当である。さらに、頭骸骨の特徴との位置関係においても一致している。つまり、右眉の眉尻の位置に見られる骨の稜線と窪み(図7の赤色の矢印)、眉の流れと眼窩上縁の位置関係(図7の黄色の矢印)などである。

#### (3) 眼に関する所見

眼については、特に右眼の形状が上瞼の特徴も含めてまったく同じである。左眼の上瞼についても、鑑定資料(2)では鑑定資料(1)とその特徴が異なっていたが、追加資料においてまったく同じであり、両者を別人とする根拠とはなりえない。左右の目の位置関係につ

いては、図2の08と図3の上段の写真に示したように、顔面上に正中線を引き、それに右眼の外眼角を通る垂線を引くと、左眼の外眼角はともにその線の上方に位置している。この特徴についても本人に固有のものと考えられ、両者が同一人である可能性を示唆するものである。

#### (4) 鼻や口に関する所見

鼻や口については、人類学的な分類に従えばともに中鼻で中等度の口唇ということになり、両者に形態的な矛盾はない。さらに、両者の形状をより詳細に比較するには、重ね合わせてその類似性を見るという方法が考えられる。その結果が、図5の下の写真である。この図は、鼻と口を中心にして重ね合わせたものである。従って、本項の2)でも述べたように、眉や眼においての僅かなずれが観察される。しかし鼻や口においては両者はまったく矛盾なく合致している。さらに、左右の鼻孔の見え方や形状においても、撮影時の上下の向きの僅かな違いを考慮すれば酷似しており、両者に何ら矛盾するものではない。

#### (5) 耳に関する所見

鑑定資料(1)の耳は、左右ともに頭髪により全体を見ることはできないが、観察しうる範囲において両者の形状は非常によく合致している。右耳の比較については、図8に示した通りである。耳介の上方では細い幅の耳輪が縁取り(図8の<1>)、中位では対輪が外方に張り出して耳輪と高さがほぼ等しくなっていること(図8の<2>)、耳垂の形状などが両者で一致もしくは酷似していると言える。さらに、左右の耳垂下端の顔面に対する付着状況が、左右はまず外側方向に水平に出てから上方に、左耳では外側方向にほとんど出ることなく斜め上方に向かうという左右非対称であり、この特徴が両者で一致している(図2の08の<11>と図3上段の<8>)。被写体に対するカメラの角度を考慮しても、この非対称性は明らかに本人に固有の特徴と考えられるものであり、それが鑑定資料(1)と(2)で一致していることは、両者が同一人である可能性を強く示唆するものであると判断するのが妥当であろう。

### 第3章 説明

1 写真は、三次元の被写体(立体)を二次元(平面)に置き換えたものである。その際、被写体との撮影距離や撮影角度が二次元画像の特徴に影響を及ぼすことになる。撮影距離の長い短い、奥行き(カメラに対して前後の深さ)の部分での被写体の拡大率の大小に関係する。つまり、遠い距離から撮影すれば深さのある部位での拡大率は1に近づき、近

くなればなるほどその値は小さくなっていく。これは、パースペクティブエラーと呼ばれるものである。人の顔で言えば、ほぼ顔平面上にある眉や眼、口などがカメラに正対していれば、カメラのフィルム面とほぼ平行で、奥行きがないことになる。つまり、このような顔部品については深さを考慮する必要がないということになる。しかし、この平面から後方に位置している耳は撮影距離の影響を受ける。撮影距離が長い写真画像では左右の耳の幅は実際に近い値になり、短ければその幅も縮小されて近づいて見える。

一方、被写体に対する撮影角度が変われば、写真にうつる被写体の画像の向きが異なるのは当然である。正面を向いた顔や横顔、斜め横顔などは頭顔面部を左右に回転したことになる。また、頭顔面部を回転しないで、上下に方向を変える、つまり上前方や下前方、あるいは正面を向いたりした状況で撮影される。左右に回転した画像では顔部品の高さの位置関係は変わらないが左右では異なってくる。また、回転しないで俯角、仰角を変えれば顔部品の高さの位置関係は変わるが、左右のそれは同じである。従って、撮影距離や撮影角度が異なる場合においても、条件がよければ異同識別は可能であるといえる。しかし、異なる写真上の人物を比較照合して、確実な、あるいは蓋然性の高い結果を得るためには、撮影条件が同じか、酷似していること、できれば撮影方向が正面観、あるいは斜め前方観が理想である。

本件の場合、鑑定資料(2)は証明書用写真と見られる正面から撮影された写真であり、顔部品はほとんど観察可能である。また、鑑定資料(1)についても主として比較照合に用いた写真は正面観の証明書用写真であり、鑑定資料(2)と同じ顔部品の観察が可能である。また、これらの鑑定資料の撮影距離もほとんど変わらないと推測される。従って、本件資料は鑑定事項である写真上の二者の異同識別を行うのには、非常に理想に近い資料であるといえ、その結果は十分信頼できるものであると考えられる。

2 異なる写真に撮影されている二者の顔から同一人であるか否かを判断する場合の検査方法としては、<1>顔面頭蓋部の輪郭の比較、<2>顔部品といわれる眉や眼、鼻、口、耳などの頭蓋顔面上での解剖学的位置関係の照合、<3>各顔部品の形態的特徴などの比較、<4>一般集団においては稀である特徴や本人に固有の特徴の存在の有無などを調べる等があげられる。これらの中で、<1>から<3>については、他人でも個々で見れば顔の形がよく似た人や顔部品の配置が似ている人、顔部品の形状が似た人がいることは事実である。従って、一つや二つの特徴が似ているからといって同一人である可能性が高いといった判断はできない。しかしながら、これらの特徴を組み合わせたすべてが、酷似、または類似するとなれば、その判断は変わらざるを得ない。つまり、両者が同一人である可能性が高くなると

いうことである。加えて、<4>の一般集団では稀な本人固有と思われるような特徴が両者に存在すれば、同一人である可能性がさらに高まることになる。

一方、両者に明らかな相違、つまり説明のできない相違が認められれば、両者を別人と判断することになる。

本件の場合、<1>の顔面頭蓋部の輪郭については一致しているという所見が得られた。<2>の顔部品の位置関係では、顔面平面上にある眉や眼、鼻、口などを重ね合わせ方で同時に照合すると、僅かに上下的なずれが認められる。しかしながら、近い位置関係にある左右の眉と眼、鼻と口を別々に重ね合わせると非常によく合致するのが観察できる。これは本章1で述べたように、撮影時どちらの画像も正面を向いているものの、僅かに上下的に違いがあるために離れた部位において僅かなずれが生じたものと考えられる。また、重ね合わせ画像では耳の左右的な位置関係にも僅かなずれが観察される。この差についても、本章1で述べたように、撮影距離の違いによるものと考えればなんら矛盾するものではない。

<3>の各顔部品の比較結果については、前章に述べた通り、左眼の上瞼が鑑定資料(1)では奥二重であるのに対し、鑑定資料(2)では二重で蒙古ヒダが認められる点で異なっている以外は、すべてその形状、さらには外から見える頭蓋骨の特徴との位置関係において極めてよく合致している。瞼に関する相違については、環境によって影響を受けるその周囲組織の変化によって生じたものと考えられ、説明のできない明らかな相違であるとは考えられない。また、本年8月5日、テレビ朝日の木村浩氏より提供された鑑定資料(2)の人物と明らかに同一人を撮影している写真(図3の下段)では、左瞼は奥二重である。つまり、鑑定資料(1)の所見とまったく同じである。この事実は瞼の形状が環境により変わるものであることを証明している。

<4>については、左眉に観察された斜め線状に毛の生えていない部位の存在である。この部位については、鑑定資料(1)の他の写真にも観察できることから小さいころからの本人の特徴であったと考えられる。このような特徴は一般集団においては極めて稀なものであり、それが比較された写真の両者に認められたということは、この特徴だけをもってしても両者が同一人の可能性が極めて高いことを示唆している。

3 異なる写真に写っている二者の異同識別における鑑定結果として鑑定人は通常、<1>同一人と考えて差し支えない、<2>同一人である可能性が極めて高い、<3>同一人の可能性が非常に高い<4>同一人の可能性が高い、<5>同一人か否か判断ができない、<6>別人と考えられる等の表現を用いている。これらの表現の意味するところは、<1>から<3>について



は肯定的であり、<1>と<2>についてはほとんどその差はないと考えて載せている。ただ、表現的に分けているのは、撮影方向の異なる比較資料が複数あり、そのいずれにおいても本人固有の特徴や極めて稀な特徴を含むすべての特徴が合致しているような場合には<1>の表現を使い、特徴の合致条件は<1>と同じでも、一方の比較資料が一枚あるいは複数枚であっても撮影条件がほとんど同じような写真で観察される特徴点も増えない場合には<2>の表現を使うようにしている。たとえ一致する特徴が多く認められるような場合でも、それらの特徴が集団内において比較的一般的なものである場合には<4>の同一人の可能性が高いといえても、それ以上の表現を用いるのは難しい。<5>の表現は、同一人と判断する材料も乏しく、かつ説明のつかない明らかな相違も認められないような場合に用いている。一方、両者に明らかな相違が認められれば、<6>の両者は別人と考えられると判断することになる。

本件の場合、本章2の<1>から<4>に述べた各特徴の一致度から見れば、本項に述べた鑑定結果の<1>の同一人と考えて差し支えないという表現を用いることも可能かと思われるが、本項に述べた基準に従って、鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)に写っている人物は同一人の可能性が極めて高いと判断するのが妥当であろう。

#### 4 鑑 定

前章の結果から次のごとく鑑定する。

- (1) 鑑定資料(1)に写っている藤田進と鑑定資料(2)および追加資料に写っている人物は法人類学的に見て同一人の可能性が極めて高いと判断するのが妥当である。
- (2) その他参考事項 前章参照。

本鑑定に要した期間は、平成16年7月19日から平成16年8月7日に亙る計20日間である。

平成16年8月7日

東京歯科大学法人類学研究室  
助教授 橋本 正次